

令和8年第3回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月19日(木) 午前8時30分から午前9時20分まで

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (1人)

6番 澤田 正人

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	永井 稔 高田 秋光
第 2	会議書記の指名	東海林局長、滝上推進員、阿部主事
第 3	農政報告	参 与 井口課長
第 4	会務報告	事務局 東海林局長
第 5	議事参与の制限について	
第 6	報告第5号 農用地利用集積計画の変更について	
第 7	議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	
第 8	議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 9	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について	
第10	議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について	
第11	議案第9号 令和8年度農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について	

6. 農業委員会事務局職員

東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事

7. 参与

井口純一産業課長

事務局長(東海林)	<p>みなさんお疲れ様です。 本日9名全委員が出席しており定足数に達しておりますので、 只今から令和8年 第3回農業委員会総会を開催いたします。 それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>おはようございます。今日は私の都合で時間の変更となり申し訳ありません。春作業も順調に進んでおりますが、事故のないよう順調に進めていただけたらと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和8年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 1番永井委員・2番高田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。</p>
参与 (井口)	<p>おはようございます。冒頭会長からの挨拶でもありましたが、春作業も順調に進んでいると言うことで、引き続き順調に進むことご祈念いたします。産業課からは一点、急遽ではありますが、明日農業研究セミナーを開催する運びとなりました。防災無線で今朝からしゅうちさせていただく予定です。講師の方は、水耕栽培とかそういった先進技術について取り組まれているらしいです。先般副町長と農協地区代が視察に行った、本州の会社の方ですがたまたま北海道にいらしてこの機会にお話しただけの事になり開催の運びとなりました。春作業ご多用の時期ではありますが、ご都合つく方はぜひご参加いただけたらと思います。よろしく願います。産業課からは以上です。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>

事務局長

会務報告 4 ページをお開き下さい。
【4 ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が、議案第7号で山外委員にかかります。
それではこれより、報告1件、議案5件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第5号 農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局長

5頁をお開き下さい。
報告第5号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地類用集積計画について、双方協議の結果変更したので報告する。

令和8年3月19日提出

6ページをご覧下さい。

令和3年1月26日公告の農用地利用集積計画（令和3年公告 第1号）変更協議書について、北海道農業公社と〇〇〇〇さんとの賃貸借による計画を承認しておりますが、その後一部土地の貸付先が変更されたため変更となっております。

なお、資料 1 ページに該当地番の航空写真を記載しておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

次に、日程第7 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので、別紙の者について議決を求める。

令和8年3月19日提出

8-1から8-3までありますが、一括して説明いたします。
8ページをご覧下さい。

番号8-1

譲渡人の住所・氏名	美葉牛	〇〇	〇〇さん
譲受人の住所・氏名	和	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇さん

譲渡人の申請理由は、貸付地の変更。

譲受人の申請理由は、借入地の変更です。賃貸借であり、今回対象とする地番及び面積は記載の田1筆 美葉牛68-2のうち5,039㎡。資料1ページに該当箇所の航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

9ページをお開き下さい。

番号8-2

譲渡人の住所・氏名	碧水	〇〇	〇〇さん
譲受人の住所・氏名	和	〇〇	〇〇さん

譲渡人の申請理由は、離農。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。使用貸借であり、今回対象とする地番及び面積は記載の田2筆 面積が5,155.86㎡。資料2ページに該当箇所の航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

10ページをご覧下さい。

番号8-3

譲渡人の住所・氏名	碧水	〇〇	〇〇さん
譲受人の住所・氏名	和	〇〇	〇〇さん

譲渡人の申請理由は、離農。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。使用貸借であり、今回対象とする地番及び面積は記載の田2筆 面積が7,755㎡。資料2ページに該当箇所の航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

それでは採決いたします。
番号8-1承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-1について承認いたします。
次に、番号8-2について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-2について承認いたします。
次に、番号8-3について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-3について承認いたします。
次に日程第8 議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います

事務局長

11ページをお開き下さい。
議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和8年3月19日提出

8-8、8-9、2件ありますが一括して説明いたします。

12ページをご覧ください。

番号 8-8 合意解約

貸主 美葉牛 ○○ ○○

借主 農事組合法人○○○○

土地の所在は美葉牛68番地2のうち5,039㎡ 田が1筆です。

資料 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

(議案第5号 3条の関係)

13ページをお開き下さい。

番号 8-9 合意解約

貸主 美葉牛 ○○ ○○

借主 和 ○○○○

土地の所在は美葉牛69番地2のうち3,000㎡ 田が1筆です。

資料 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。

番号8-8について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-8について承認いたします。

次に番号8-9について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-9について承認いたします。

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について、まず、8-35について、事務局より説明願います。

事務局長

14ページをお開き下さい。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画案について議決を求める。

令和8年3月19日提出

15ページをご覧ください。

番号8-35

利用権の設定を受ける者 株式会社 ○○○

利用権の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借の一時貸付です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水22番地2外15筆

田が15筆、畑が1筆で、面積は 64,564.16㎡となっております。

航空写真は、資料 ページとなりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-35について採決いたします。

番号8-35について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長 全員挙手ですので、番号8-35については承認いたします。

議長 ここで、番号8-36について〇〇委員に議事参与の制限がかかります。
それでは、8-36について事務局より説明願います。

事務局長 16ページをご覧下さい。
番号8-36
農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 〇〇〇〇〇

管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。
土地の所在は、碧水191番地1外15筆
畑が16筆で、面積は 191,539 m²となっております。
航空写真は、資料 ページとなっておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか？

委員 【質疑なし】

議長 8-36について採決いたします。承認される方は挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 全員挙手ですので、番号8-36については承認いたします。
ここで、〇〇委員の議事参与の制限を解きます。
次に8-37、8-38、8-39、8-40、8-41について事務局より説明願います。

事務局長 17頁をお開き下さい。
番号8-37

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 碧水 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。
土地の所在は、碧水76番地2外2筆
田が3筆で、面積は 24,091.00 m²となっております。
航空写真は、資料 ページをご参照下さい。

続いて18頁をお開き下さい。

番号8-38

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 碧水 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、碧水65番地2外2筆
田が3筆で、面積は 16,074 m²となっております。
航空写真は、資料 ページとなります。

続いて19頁をお開き下さい。

番号8-39

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 沼田町 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛175番地1外5筆
畑が6筆で、面積は 59,434 m²となっております。
航空写真は、資料 ページとなります。

引き続き20頁をお開き下さい。

番号8-40

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は貸貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛69番地2のうち 3,000 m²
田が 1筆です。
航空写真は、資料 ページとなります。

引き続き21頁をお開き下さい。

番号8-41

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 岩村 ○○ ○さん
管理権の種類内容は貸貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです、
土地の所在は、岩村8番地6 外2筆

田が 3筆で、面積は 32,830 m²となっております。
航空写真は、資料 ページとなります。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

8-37、8-38、8-39、8-40、8-41 一括して採決いたします。
番号8-37、8-38、8-39、8-40、8-41 について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-37並びに8-38、8-39、8-40、8-41については承認といたします。
次に8-42、8-43、8-44、8-45、8-46、8-47について事務局より説明願います。

事務局長

22頁をお開き下さい。
番号8-42
権利の設定を受ける者 株式会社 ○○○○
権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。
土地の所在は、碧水191番地1 外15筆
畑が16筆で、面積は 191,539 m²となっております。
航空写真は、資料 ページをご参照下さい。

引き続き23頁をお開き下さい。

番号8-43

権利の設定を受ける者 碧水 ○○ ○○
権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛4番地1 外2筆
田が3筆で、面積は 24,091 m²となっております。

航空写真は、資料 ページとなります。

引き続き 24 頁をお開き下さい。

番号 8-44

権利の設定を受ける者 碧水 ○○ ○さん

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、碧水 67 番地 3 外 2 筆。

田が 3 筆で、面積は 16,074 m²となっております。

航空写真は、資料 ページとなります。

引き続き 25 頁をお開き下さい。

番号 8-45

権利の設定を受ける者 沼田町 ○○ ○○さん

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛 175 番地 1 外 5 筆

畑が 6 筆で、面積は 59,434 m²となっております。

航空写真は、資料 ページとなります。

引き続き 26 頁をお開き下さい。

番号 8-46

権利の設定を受ける者 農事組合法人 ○○○○

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛 69 番地 2 のうち 3,000 m²。

田が 1 筆です。

航空写真は、資料 ページをご参照下さい。

引き続き 27 頁をお開き下さい。

番号 8-47

権利の設定を受ける者 碧水 ○○ ○○さん

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです。

土地の所在は、岩村 8 番地 6 外 2 筆。

田が 3 筆で、面積は 32,830 m²となっております。

航空写真は、資料 ページをご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-42、8-43、8-44、8-45、8-46、8-47 一括して採決いたします。
番号8-42、8-43、8-44、8-45、8-46、8-47について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-42並びに8-43、8-44、8-45、8-46、8-47については承認といたします。
以上で、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認については全て承認といたします。
次に、議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局長

27ページをお開き下さい。
議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
農地法第4条第1項の規定による、許可申請があったので審議を求める。

令和8年3月19日提出

28ページをお開き下さい。
申請番号8-1
申請者住所氏名 板谷 株式会社〇〇〇〇
申請の農地は、板谷51番地2
公簿現況共に「畑」であり、面積は697㎡。本目的は、籾乾燥調整施設及び農機具保管場所の確保であり、効率的利用を勘案し建設地を確定させた結果、圃場に農機具保管場所及び施設の一部が入り込むこととなり、今回申請するものであります。

資料 ページに該当地の航空写真、 ～ ページに地籍図面、
ページに農業委員会としての意見書案を添付しています。こちらに記載
しておりますが、農地転用の許可基準を勘案し、農業委員会として問題
ないものと判断し今回議案としてお計らいいただくものでございます。
説明は以上です。

議 長 ご質問等ありますか？

委 員 【質疑無し】

議 長 採決いたします。
議案第8号、番号8-1について承認される方は挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 全員挙手ですので、議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可
申請については、承認といたします。
次に、議案第9号 令和8年度 農業委員会における最適化活動の目標
設定等（案）について、事務局より説明願います。

事務局長 議案第9号 令和8年度農業委員会における最適化活動の目標設定等
（案）について

農業委員会における最適化活動の推進等に基づき、令和8年度
農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）について別冊の通り提
出する。

令和8年3月19日提出

別冊資料をご覧ください。

別冊のとおり、令和8年度における最適化活動の目標設定等を定める
ことと致しました。

内容としましては、1ページ目農業委員会の状況ですが、直近農林業
センサス等の数値を記載しております。

2ページからは、最適化活動の目標としまして記載をしておりますが、

活動計画を、数値で目標化しております。

3ページ目の最後にあります、新規参入相談会への参加目標は、昨年を参考に計画しております。

この後のスケジュールとしましては、本総会にて目標決定後、北海道農業会議に通知・確認を受け、4月中 HP 等で公表をすることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第9号 令和8年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）については承認と致します。

以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。

これで第3回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

1 番委員

2 番委員
